

裁判外の差止請求及びその結果の公表について



特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ（以下「当団体」といいます。）は、(株)ハーバーリンクスジャパンとMEGALOPOLIS(株)に対し、申入れを行なった結果を令和4年8月9日及び11月22日に当団体のホームページに公表しました。当団体が問題と考える主なWebサイト・条項等は以下のとおりです。

(株)ハーバーリンクスジャパン（不当条項 他）

事業者は、「利用規約第15条(4)」において、事業者において遺伝子検査を実際には行っていない場合でも4回未満での定期コース解約時に遺伝子検査費用を請求する旨定めており、相当因果関係のない遺伝子検査費用を損害に含めている点で消費者の義務を加重した、消費者の利益を一方的に害するため不当条項（消費者契約法10条）に該当するといえます。

⇒改善のご連絡をいただきました。

MEGALOPOLIS(株)（不当表示・有利誤認表示 他）

事業者は、「利用規約第14条」において商品購入時はインターネットからの受付にも関わらず消費者からの契約解除について電話のみに制限することは一方的に消費者に不利なものであり、不当条項（消費者契約法10条）に該当するといえます。

また、Webサイトにて「初回特別価格500円（税抜）」等強調表示により、消費者において商品が1回のみ500円であつて送料無料で購入できるとの誤認が形成され、定期購入であることが認識できないまま購入手続きに進む可能性が高いため、有利誤認表示（不当景品類及び不当表示防止法5条2号）に該当するといえます。

⇒申入れ対象の商品の新規商品の販売を停止するとの回答があり、定期購入サイトからの購入ができないことが確認されました。